弘前城の時計・時太鼓と城下の時鐘について

篠村正

雄

はじめに

寺 刻を知らせていたとする。浦井祥子氏は、 主が其時毎に各部屋を廻って只今何時と触れ、太鼓櫓の太鼓を打って時 代の鐘鼓で刻数を打ったことが踏襲され、各辰刻の真ん中を「半」と呼 不定時法が用いられ、一刻(二時間)の長さに違いがあり、明治六年(一 刻を太鼓・鐘の合図で行動規制し、江戸時代には時鐘を城下町松阪・小 とする。角山栄氏は、天正三年(一五七五)、北条氏政が出陣の際、 の時刻法は夜明けより日暮れまで、 倉・高松・江戸と設置が拡大していったとする。平山清次氏は、 条に子・午に九打、以下一打ずつ減らし、巳・亥に四打を鐘鼓で打った 漏刻が使用され、平城京・平安京では陰陽寮に属し、陰陽寮式諸事撃鼓 日本における時刻法について、木下正史氏は、斉明天皇六年(六六〇)、 本所横堀等一一か所に置かれ、本所横堀では武家・寺社・町方から 江戸城本丸・西丸土圭の間の懸置時計を土圭間坊主が扱い、太鼓坊 の改暦で廃止されたとする。橋本万平氏は、江戸時代に平安時 日暮れより夜明けまでを六等分する 時鐘は本石町・寛永寺・浅草 わが国

表を載せているが、津軽地方については言及していない。戸時代の時刻と時報―』では、現存する時太鼓・太鼓櫓の分布図・一覧維持費を徴収したとする。一関市博物館発行の『時の太鼓と城下町―江

についても考察する。 太鼓と城下の時鐘の実態を明らかにし、青森町の時鐘・黒石町の時太鼓太鼓と城下の時鐘の実態を明らかにし、青森町の時鐘・黒石町の時計・時そこで、これらの先行研究を基に、弘前で時を刻んだ城内の時計・時

検証しながら考察を進める。 『津軽史事典』に、平常は不定時法の九つ、八つを用い、「弘前藩庁日 『津軽史事典』に、平常は不定時法の九つ、八つを用い、「弘前藩庁日 にしたとある。『御用格』(寛政本)下巻に「坊主方」、『同』第一次追録 本下巻に「坊主方 御時計共」、『同』第二次追録本に「坊主方 附御時本下巻に「坊主方 御時計共」、『同』第二次追録本に「坊主方 附御時本下巻に「坊主方 御時計共」、『同』第二次追録本に「坊主方 附御時本下巻に「坊主方 御時計共」、『神経史事典』に、平常は不定時法の九つ、八つを用い、「弘前藩庁日

以下、「国日記」、「江戸日記」と略称する。 主に使用する史料「弘前藩庁日記」は、国元と江戸での記録であり、

弘前城内の時計

た。二挺天秤は自動的に朝夕が変わるように改良された。 時計では朝夕二回、天秤に架ける分銅の位置を変えなければならなかっ時計では朝夕二回、天秤に架ける分銅の位置を変えなければならなかっ

享保一二年(一七二七)、時計の修理を江戸で行わせようとしたところ、

継いだものとみられる、宝暦六年(一七五六)、時計師表坊主桜田半鉄細工を知っている買物役五十嵐源之丞に繕わせることにした。 北だ。これは、四の廓から本丸までは直ちに伺えないことから、町職人れた。これは、四の廓から本丸までは直ちに伺えないことから、町職人の助七を剃髪させ、坊主に召し直しの願い出であり、家老が聞き届けている。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、町職人の助七を剃髪させ、坊主に召し直しの願い出であり、家老が聞き届けている。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているところから、師匠名をいる。この時、助七が桜田茂閑と名改めしているといるといる。

> 茂作に改名したとみられる。 茂作に改名したとみられる。 茂作に改名したとみられる。 茂作に改名したとみられる。 茂作に改名したとみられる。 茂作に改名したとみられる。 茂牌に改名したとみられる。 茂牌に改名したとみられる。 茂牌に改名したとみられる。 茂牌に改名したとみられる。 茂牌に改名したとみられる。 茂牌との関係は不明である。同九年、 (28) (29) で新規召抱えになった。寛政三年(一七九一)、御用所坊主となり、同 七年に還俗し、小細工見習いになっているところから、この時古伯から で新規召抱えになった。寛政三年(一七九一)、 茂閑は細工した「尺時計」 「尺時計」

出て認められた。
出て認められた。
この間の宝暦一二年、菊池清鉄が親茂閑から時計の修理を学んだが、

戸で師範について学んでいた。時計師表坊主は時計の扱いを親からだけでなく、熟練を要するため江

四代藩主信政の時刻に関する行動を史料から見る。

[史料1]「奥富士物語」(上)(傍線筆者、以下同じ)

四ツへ何分懸り候と申時御出被遊遊候。 不残相揃、 御装束御召替被遊、御礼は四ツ時初る御定故、 毎月十五日、廿八日御家中の御礼被為請候に付、願の内より御上下毎月十五日、廿八日御家中の御礼被為請候に付、願え 供揃何時と刻限に少も無相違御出被遊候。 段申上候得共、 に被為置、 御目付方より其段申上候事、 御表へ御出遊候。 御薬等御召上候節杯は、 (中略) 其外御社参或は御廟参にも御 少残り候而も其儘御茶碗下 其節刻限御聞せ被遊御時斗 御定稀に其内四ツ打申て其 四ツ時前御礼の面々

告げられ、近習を通して時計の時刻を確かめている。稀に四つと伝える藩士の月並礼が四つと定められているが、信政は目付より揃っていると

守っていた。「四ツ打」とあるのは、 たことになる 投薬の途中であっても薬の入った茶碗を置いて、 時太鼓によって時刻を確かめてい 表に出る刻限を

とあり、 ていたかはわからないが、藩主として時計も利用できる立場にあり、 を指し、時計師表坊主が江戸城のように、御用部屋を廻って時刻を告げ に「三社江参詣 次に八代藩主信明の 時太鼓により時刻を意識した生活を送っていたことが窺える。 半時(一時間) (中略) 夫より帰城、 「在国日記」 刻みの日程になっていて、「八時打」 寛政元年(一七八九)一月一〇日条 八時打一寸廻り、諸事、 如例年済 は時太鼓 時

して藩庁から次のような呼出状を受け取った。 弘前熊野宮 (現熊野奥照神社 弘前市)神主長利薩摩は、 最勝院を通

[史料2] 弘前奥照神社 「御用留」天保五年七月二四日条

御用之儀有之候間、 今日四時已前登城被仰付候、 此旨申入候、 以上、

七月廿四日

最勝院

長利薩摩殿

日の「国日記」には長利薩摩が、 藩庁からの呼出状に請状を提出し、指定の四時に合わせて立烏帽子 の祈祷により銀子三枚の目録が渡されていて、時刻を守って登城してい 木沓で支度し、 侍勝吉・家来新五郎を供にして登城している。この 護穀神住吉宮での風雨順時・日和揚げ

(一八〇二),文化五年(一八〇八),弘化三年(一八四六),安政六年(一 藩士は四つの出仕に遅れる者があり、 目付より寛政一二年・享和二年

国日記」の天気付は、

数字表記では昼夜の区別ができないことから

厳守の意識の希薄さがみられる。 八五九) に、 定めの刻限より早めに出仕するよう布令が出ていて、 時刻

肆(きし) 年の善光寺如来の開帳時刻、 いるところから、 しかし、 「国日記」の時刻をどのように記述しているかをみるために、 時刻32 元禄二年(一六八九)の盆踊り期間中の木戸の扱い、 文久二年の医学館種痘所での小児への種痘時刻が明示され 時刻が生活の中に入ってきていることが解る。 文政一〇年 (一八二七) の木造村銀蔵 天明六 延享四

年の日食の史料を挙げる

[史料3] 「国日記」 天明六年一 月一日条の天気付

昨夜戌刻過地震、 分位かけ相見得る、但曇候ニ付聢と不得相見、午ノ下刻頃朧月、 正月一丙午日、曇、 暫時明る成候 今日午ノ刻日食、 朝之内西風、 快晴、 皆既と有之候共、 巳之刻過ゟ曇る、 爰元ニ而ハ八 終日雪、 夜

でなく八分であったと記録している。この日の藩士の出仕は五つ前で、 日記方が暦を側に置き、日食の時刻を意識しながら観察し、 日食は皆既

如く二成候、

祝儀を述べた後に、 直ちに退出している。

り家老・用人は六時、 弘前藩江戸藩邸では、この日の「江戸日記」によると、 藩士は卯の刻の出仕であった。 日食皆既によ

所廻りは明六つ前の出仕で、祝儀を述べた後は直ちに退出となった、ま 二年までに八回、 嘉永二年 表方の月並出仕は用捨となっている。
(3) (一八四九) 二月一日、 日食を理由に式日御礼・行事が延期になっていた。 弘前藩の国許では日食により、 鳥取藩では天明四年から文政

十二支表記と併用して記録していることが解る。

二 弘前城の時太鼓

天和二年(一六八二)五月一八日の四代藩主信政の国入りの御先荷物に、「御太鼓」二つ入っているところから、これが時太鼓であり、胴がこでの香盤時計の使用方法を学ばせたものとみられる。享保二〇年(一上三五)、香盤時計の擦り減った押形、盛形一組、押駒一組を新規に訛む三元、香盤時計の擦り減った押形、盛形一組、押駒一組を新規に訛るでいる。太鼓の皮が再三にわたり破れ、寛保三年(一七五〇)、張替之ている。太鼓の皮が再三にわたり破れ、寛保三年(一七五〇)、張替えている。太鼓の皮が再三にわたり破れ、寛保三年(一七五〇)、張替えている。太鼓の皮が再三にわたり破れ、寛保三年(一七五〇)、張替えている。太鼓の皮が再三にわたり破れ、寛保三年(一七五〇)、張替えている。太鼓の皮が再三にわたり破れ、寛保三年(一七五〇)、張替えている。

の「御廓中御廓外之図 坤」には、二の丸御馬場の南東にみえる。 辰巳櫓の西に見えるが、番所は描かれていない。慶応三年(一八六七) ち始めている。延宝五年(一六七七)の「弘前惣御絵図」では太鼓櫓が 真享三年(一六八六)、二の丸に鉛瓦葺きの太鼓櫓ができ、ここで打

時太鼓は明六つに、最初五○打、妻火に銅鑼五打を打つことになっ 亀甲町・紺屋町・馬屋町の時は五打、鎮火に銅鑼五打を打つことになっ とめに、特別に連打したものと考える。太鼓櫓の番人は、時鐘堂の出 との鐘を聴いて、城内の場合は早太鼓、茂森町・本町・寺町・蔵主町・ との道を聴いて、城内の場合は早太鼓、茂森町・本町・寺町・蔵主町・ といい。

事態を悪くさせたとみて加役を解かせた。 ・ 元禄一一年、城付足軽の二人が太鼓の打ち違いにより、五七、八日間の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打の打つところ、打ち数が足りないこと、打つ間合いが違っているため、 ・ 方者から指南を受けさせるようにした。また、元禄年間から時間の経過 ・ と足軽の交代により打つ方が曖昧になっていた上に、足軽七人の加役が と足軽の交代により打つ方が曖昧になっていた上に、足軽七人の加役が ・ の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打 ・ の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打 ・ の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打 ・ の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打 ・ の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打 ・ の押込めの処分を受けた。明和八年(一七七一)、朝六時の時太鼓の打

江戸の時鐘は「捨て鐘」が三打で、一打目は長く、二打・三打は続けて打ち、次に間を開けて時刻の数を打ち、一打毎に早くしていった。時のれる。オランダ商館長メイランは、時報としての寺の鐘は予告の一打られる。オランダ商館長メイランは、時報としての寺の鐘は予告の一打られる。オランダ商館長メイランは、時報としての寺の鐘は予告の一打られる。出戸の時鐘は「捨て鐘」が三打で、一打目は長く、二打・三打は続けて打戸の時鐘は「捨て鐘」が三打で、一打目は長く、二打・三打は続け

は処分されていて、藩庁の厳しい管理下にあった。
時太鼓は城内に時刻と出火を報知させるため置かれ、打ち違いの足軽太鼓の打ち違いにより押込めの処分を受け、六日後に許されている。川口伴右衛門・花田半之助・鳥井崎辰之助は、時太鼓の時刻に気付かず、川口伴右衛門・花田半之助・鳥井崎辰之助は、時太鼓の時刻に気付かず、川口伴右衛門・花田半之助・鳥井崎辰之助は、時太鼓の時刻に気付かず、

三 弘前城下の時鐘

(一) 明鎖

「年、薬王院(同市)の鐘と取り替えがあった。 は、以前市)の鐘で、森町に時鐘堂ができるまで時刻を知らせた。同一は、弘前市)の鐘で、森町に時鐘堂ができるまで時刻を知らせた。同一年、薬王院(同市)の鐘と取り替えがあった。

とを問題視したことになる。 上野寛永寺の梵鐘は壱越調であることから、ここでも音色が良くないこ 舞造に当たった渡辺近江・時計屋次兵衛に見分させ、再度鋳造させた。 (®) 鐘の鋳造が行われた。町奉行が時鐘を撞き始めたところ、響音が悪く、 (®) (®) を関題視したことになる。

火の見の場所であった。時鐘堂は櫓・常香場(四坪)・庇(三坪)・番所時鐘撞櫓は二階建て、一階に時鐘が釣ってあり、梯子で上がった二階が面して「鐘つき嘉左衛門」屋敷が見える。寛政一二年(一八〇〇)頃の面して「鐘つき嘉左衛門」屋敷が見える。寛政一二年(一八〇〇)頃の面とて「鐘つき嘉左衛門」屋敷が見える。寛政一二年(一八〇〇)頃のの現森町)から西に入った土取場に、「時鐘」があり、その西の茂森町に現森町)から西に入った土取場に、「時鐘」があり、その西の茂森町に延宝五年(一六七七)の「弘前惣御絵図」に、横鍛治町(後に本町、延宝五年(一六七七)の「弘前惣御絵図」に、横鍛治町(後に本町、

損し、立て直しに銀五二五匁一分の出費となった。 (八坪)・井戸で構成されていた。元禄一〇年(一六九七)、時鐘堂が破

元禄二年(一六八九)、野里村の時鐘撞人久右衛門を、惣藩士・惣町中が負担して江戸で鐘撞きを見習わせようとしたが、病死により実現したけ銭一〇〇目・二人扶持で雇い、町名主宛の証文の案文には、津軽出生で寺請証文所持の者が、請人・受人と連名で提出することになっていた。同五年、茂兵衛・七兵衛を残し四人が解雇され、壮年扱いに変わった。同六年、茂兵衛・七兵衛を残し四人が解雇され、壮年の切支丹類族四人を雇ったが、これは身元が確かな者を採用したものとみられる。

同一○年、時鐘撞人六人の内、諸町役を免じられていたのは、土手町に家屋敷所持の四人と時鐘堂に妻子と住む一人であった。残る嘉左衛門は茂森町に半軒屋敷(表口三間五尺・裏行二○間)で、人足三三人半を負担し、夜中も時鐘堂詰で町役を勤め兼ねるところから、町役免除が認められている。天保六年(一八三五)、鐘撞人長兵衛が暇願いを出し、体富吉(二六歳)が給金一両二歩・二人扶持で雇われたが、世襲でなく体富吉(二六歳)が給金一両二歩・二人扶持で雇われたが、世襲でなく体富一〇年、時鐘撞人六人の内、諸町役を免じられていたのは、土手町に家屋敷所持の四人と時鐘造人六人の内、諸町役を免じられていたのは、土手町に家屋敷所持の四人と時鐘造人六人の内、諸町役を免じられていたのは、土手町に家屋敷所持の四人と時鐘造している。

串を指して一刻を知り得た。抹香は寒暖の温度、晴・雨天による湿度差ていた。香盤に押木で溝をつけ、抹香を盛って火を灯し、三寸二分毎に対して調べが行われた。香盤時計は「定一時三寸二分立」で時刻を計っ同一四年三月二七日、朝七つの時鐘が遅くなったことで、鐘撞人六人に同一四年三月二七日、朝七つの時鐘が遅くなったことで、鐘撞人六人に元禄一○年、香盤時計で使用する飾屋作成の錫製の串が出来てきた。

衛門が時刻を間違い、戸締め一○日間の処分を受けている。なったことによるとみられる。文化一○年(一八一三)、時鐘撞人善右により処分に至らなかった。これは、城内の時計と時鐘の差が問題にで、灯し時間に変化がみられるため、時鐘撞きに狂いを生ずるとの説明

寛政三年(一七九一)、町年寄が時鐘の出汗について藩庁から尋ねられ、 市半頃までの出汗は七月一三日ほどでなく、出汗についてはこれまでは 明半頃までの出汗は七月一三日ほどでなく、出汗についてはこれまでは 明として寺社奉行を通し、最勝院に領内安寧の祈祷を行わせた。これま で、古懸の国上寺の不動尊の出汗に、領内に異変が起こる前兆とみて、 藩庁は寺社奉行立会の下で、神子を連れた弘前八幡宮神主が神楽を奏し、 『言』を受けて領内の安寧を祈ってきた。

藩庁は国上寺の出汗に倣って最勝院に祈祷を命じものとみられる。

に時鐘堂ができると、この二階に火の見番の足軽二人が交代で詰め、出番制で、昼二人・夜四人で勤め、雪降りの時期は引き上げていた。森町火の見櫓は当初三の丸にあり、御手廻組・御馬廻組・御留守居組が月

火に時鐘撞人に早鐘を撞かせた。

歴では、(®) 種木は時鐘撞の外、出火に早鐘を打つことから消耗が激しく、貞享三 が表示は、同七年、誓願寺の林から柳の木を伐りだし、同一○年、年・元禄五年、同七年、誓願寺の林から柳の木を伐りだし、同一○年、年・元禄五年、同七年、誓願寺の林から柳の木を伐りだし、同一○年、1000円。

時鐘撞人は町年寄が御国生まれで壮年の者を選び、身元を確認し、

庁に申し出て認められた。

(二) 時鐘茂合銭 (時鐘養内銭)

うになった。 (88) が、宝永三年(一七〇六)、勘定奉行は時鐘茂合銭として割り付けるよ 文であった。徴収銭は当初、養内・時鐘撞養内銭・時鐘養内銭といった(&) てられた時鐘茂合銭は、錢高四○貫二六五文で金高に直して六七一両五 撞人六人の給銭・諸経費を支払った。同六年、 ⁽⁸⁾ 茂合銭を藩士・寺社には知行高、 金蔵へ直納し、 津軽大蔵・渡辺清右衛門・新藤庄兵衛・傍嶋太兵衛・棟方十左衛門は、 決め、同五年、 ことになった。家老、 弘前藩庁は時鐘料を藩士・寺社、 他の藩士は組頭が取り集める扱いであった。藩庁は時鐘 七月中に支配頭が取り集め、 城代津軽玄番、用人、近習津軽織部·津軽外記 町方には役家に応じて割り付け、 八月初めに御金蔵に納める 町方一九九七軒に割り当 町方から徴収する方針を

「日子・コープ」を下げてき「甲月星歌」、 正尺正正・ユー・エージから嘉永六年(一八五三)まで時鐘茂合銭に関する記事がみえる。 弘前八幡宮神主小野若狭家の「社務日記」には、正徳五年(一七一五)

十一月十五日

須藤善右衛門

最勝院看守中

入している。御金蔵への納入は一一月に変わった。 知行高三〇〇石の最勝院は二七六文、三〇石の小野若狭は三二文を納

享保七年の時鐘堂の諸経費について次の史料をみる。

[史料5] 「国日記」享保七年九月二七日条

勘定奉行申出候者

銭弐百目 時鐘撞弐人給銭、壱人ニ付百目宛

米三拾五石四斗 右同六人内弐人ハ一人ニ付弐人扶持宛

四人ハ一人ニ付四人扶持宛、但十二ケ月分

代銭壱貫四百六拾目弐分五厘 但四斗入壱俵二付、拾六匁五分值段

銭百八拾弐匁六分四厘 油・抹香・諸色代

三口合壱貫八百四拾弐匁八分九厘

文ニメ百拾貫五百七拾三文

六拾五貫五百五拾七文 御家中
ら出高

高百石ニ付 七拾文宛

俵子百俵ニ付 四拾壱文宛

金拾両二付 弐拾壱文宛

四拾五貫四百五拾六文 当町中ゟ出高

七拾文宛 但壱軒

中ノ上役 四拾九文宛、中役 三拾五文宛 但壱軒

> 下役 弐拾四文宛

下々役 拾四文宛

年通りでよいか伺いを立て認められている。 勘定奉行から家老に時鐘堂の諸経費を示し、 藩士が約六割、 時鐘茂合銭の割り付けは例 町方が約四

割の負担で経営に当たっていた。

銭徴収に納得しなかった町人の様子がみてとれる。 の後、町人は悔い改め、町役の取り扱いに従ったという。ここに、 高に��りつけると、腹痛で服薬のため遅くなったと言い訳している。こ 時半に出頭してきた。町年寄は立腹して上を軽んずる不届き者として声 家主と町年寄宅に共に集まることにしたが、町人は時を間違え翌朝五つ 役の説得に応ぜず、町役から町年寄松山善之丞に訴えた。五つ時に惣町 の一人が時鐘は無用のため出銭を断った話を載せてある。この町人は町 『奥富士物語』は、元禄五年七月、時鐘茂合銭の布令が出た時、^(®) 、時鐘 町人

堂の諸経費・鐘撞人の給銭に充てていた。 時鐘茂合銭は藩士・寺社・町方が藩庁の御金蔵に納め、そこから時鐘

青森町・蓮華寺の時鐘

森絵図』 年(一七〇一)に鋳造された梵鐘(高四尺・径二尺五寸)があり、「青 置き、町奉行・町年寄のもとで町造りが行われ、寺町 に正覚寺・蓮心寺・常光寺・蓮華寺が創建された。蓮華寺には元禄一四(※) 青森湊は寛永年間に開かれ、弘前藩は湊町として重要視して御仮屋を に蓮華寺の鐘楼と梵鐘が描かれている。湊町としての発展に伴 (現青森市本町)

した。文化一四年(一八一七)、梵鐘が鋳造され、(8) の南下に時守の屋敷 (二間半に四間) があった。天明三年一一月一二日 のであることが解る。上層に鐘を吊るし、 である。鐘楼は三階建、北に窓を開いているところから、湊に向けたも 蓮華寺から領内日蓮宗の惣録本行寺を通して、藩庁に時鐘の願いを出 ものとみられる。 安方町からの出火が大火となり、 て認められた。この鐘を「七分鐘」と呼んでいるところから、三分を藩 七分を町方が負担して運営に当たったものと考えるが、 時刻を報知するものがないことが不便で、 蓮華寺も類焼し、 昼夜の時刻を知らせた。 宝暦七年 (一七五七)、 再度、 鐘は乱打されて損傷 時鐘になった 詳細は不明 鐘楼

四つの呼び出しを受けていることが記されてある。蓮華寺の時鐘で時刻 を知りえたものとみられる。 船問屋を営む「伊東家日記_(89) には、 嘉永六年(一八五三)町奉行より

この和時計は元禄年間に製作され、 されたと考える。この時計と時鐘の運用については不明である。 蓮華寺は弘前藩主より下賜されたと伝える「紅葉時計」を所蔵する。 梵鐘が時鐘になった宝暦七年に下賜

五 黒石町の時太鼓

受けて黒石に陣屋を構え、 鼓櫓があり、 が幼少のため、 暦二年(一六五六)、黒石津軽家初代信英が、弘前藩四代藩主信政 「黒石絵図」には元禄四年(一六九一)創立の法眼寺が見 幕府から後見役を命じられて旗本に列し、 黒石町(黒石市)を形成した。大手門脇に太 分知五千石を

> 打った^② えるので、これ以前に太鼓櫓があったことになる。 「隣国便覧秘集」には、 時々太鼓を打ったとある。この太鼓は火事にも 盛岡藩士漆戸茂樹の

太鼓により時刻を知り得ていたと考える 商家に残った「永代日記」「西谷日記」 には時刻の記載がみられ、 時

したものが現存し、廃藩置県の際に移されたとみられる。 (経二尺三寸五分)は黒石藩主承叙が円覚寺

市

この太鼓

時太鼓は信英が弘前に倣って取り入れたものと考える

おわりに

弘前城の時計は時計師表坊主が、 熟練を要した。 江戸の師範について取り扱いを習得

城内二の丸の太鼓櫓で、 打ち間違いには押込めの処分が下された。 城付足軽が香盤時計を見ながら時太鼓を打

堂は町年寄の差配下にあったが、藩庁が管理し、 させて藩庁御金蔵に納め、そこから勘定奉行が諸経費を出費した。時鐘 の処分となった。時鐘茂合銭は藩士・寺社に約六割、 壮年の者を藩庁の承認を得て雇った。時刻を間違って打った時は戸締め ことが明らかになった。 城下の時鐘堂の時鐘撞人は、 町年寄が御国生まれで身元が確実な上、 厳しく運営されている 町方に四割を負担

戸の時刻制度に倣って導入したものと考える。それまで、明け六つ・暮 四代藩主信政が城下の時鐘に続いて城内の時太鼓を始めさせたが、 江

記されるようになり、時刻の社会化が進んだといえよう。ていた人々が、時刻を意識し、商家の開店・閉店、職人大工・左官の働ていた人々が、時刻を意識し、商家の開店・閉店、職人大工・左官の働られるように、昭和三〇年(一九五五)頃までには「津軽時間」と称しられるように、昭和三〇年(一九五五)頃までには「津軽時間」と称しられるようになり、時刻の社会化が進んだといえよう。

鼓も弘前藩に倣った施策であったと考える。青森町・蓮華寺の時鐘も藩庁と同じ政策であり、支藩・黒石町の時太

寺町)鉄塔のサイレンに代わった。「ドン」が正午を知らせ、大正一三年(一九二四)、弘前市役所(同市元目を終えた。同三一年、第八師団が置かれ、午砲台(弘前市文京町)の明治四年(一八七一)、廃藩置県で弘前城の時太鼓・城下の時鐘は役

(ITU)の会議で、二〇三五年までに廃止する決議案が採択された。よるシステム障害の懸念から、国連の専門機関・国際電気通信連合現行の閏秒は一九七二年から二七回実施されたが、時間調整の失敗に

鐘で出動する藩庁の火消役と弘前の町火消の解明である。 残された課題は、在方で時刻をどう知り得たかと、時鐘堂の出火の早

‡

- (1) 『古代の漏刻と時刻制度―東アジアと日本―』(吉川弘文館 二〇二
- 〇) 三三~三六、二三一・二三二頁。
- (2)『時計の社会史』(中公新書 一九八四) 七四~七六、一一七頁
- (3) 国立国会図書館デジタルコレクション『暦法及時法』(恒星社 一九

三三)一三八~一四六頁。

- 九九、一二六、一四九・一五〇頁。(4)『日本の時刻制度 増補版第二版』(塙書房 一九九二)六一・六二、
- せないでいる。 本所横堀の時鐘に弘前藩江戸藩邸が割当金を納入していた記録が見い出本所横堀の時鐘に弘前藩江戸藩邸が割当金を納入していた記録が見い出(5)『江戸の時刻と時の鐘』(岩田書院 二〇〇二)二九~六九頁。現在、
- (6) 一関市博物館(二〇〇九) 二八~三一頁。
- おける生活と宗教』(津軽書房 一九七三) 一○頁。 (7) 名著出版 (一九七七) 三四六・三四七頁。小館衷三『津軽藩政時代に
- (8) 弘前市教育委員会(一九九一)四四二~四四九頁。
- (9) 弘前市教育委員会(一九九三)二三一~二三四頁
- (1) 弘前市教育委員会(二〇〇二)八一九・八二〇頁
- (11)青森県文化財保護協会(一九七五)四九五~五二六頁。
- (3) 弘前図書館津軽古図書保存会文庫「弘前城本丸殿中図」丙一七―一一
- (4)「国日記」寛文五年八月七日条。
- (15)「国日記」元禄五年八月八日条。
- 軽藩政時代における生活と宗教』(津軽書房 一九七三)一一頁〉。現在、時計店にあり、戦時中に東京の某コレクションに移されたという〈『津一日、元文二年八月二八日条。小館衷三氏によれば、大時計は弘前九戸(16) 「国日記」享保一二年七月四日、同一四年九月一九日、同一七年五月

物館 大名時計博物館 同 に確認したところ所蔵していない (東京都)・セイコーミュジアム銀座 (同)・国立科学博

- 17 前揭注 (4) 一二三~一二五頁
- 「国日記」享保一二年七月四日条。
- (19)「国日記」延享四年九月二七日条。弘前図書館「由緒書」第三八��二 八八—二二。
- 〔20〕「国日記」宝暦六年三月二一日条
- (21)「国日記」安永四年三月五日条。弘前図書館「由緒書」第三八邒二八 Engineering(通号一二、一九八九)四七~五八頁。前掲註(4)一三 National Scinceuse Museumum.Series E.Physical Sciences 四~一三六頁。前掲註(5)一八九・一九〇頁。 村克志「国立科学博物館の精密尺時計の由来について」Bulletin of 六頁。国立国会図書館デジタルコレクション 八—二二。塚田泰三郎 『和時計』 (東峰書院 一九六〇) 一五四~一六 佐々木勝浩・渡辺誠・布
- 〔22〕「国日記」天明四年一○月一三日条。弘前図書館「由緒書」第三八Ⅳ 二八八一二二。
- 〔23〕「国日記」寛政三年一〇月一日条。弘前図書館「由緒書」第三八15二 親二代茂閑は天明一〇年六月一〇日に死亡していることから、「国日記 ほぼ同文で、桜田茂閑から倅古伯の江戸での時計細工稽古を願い出たが、 八八―二二。「国日記」寛政三年一月二〇日条と前掲註(9)二三一頁は、 一・二年差し控えるようになったとある。ところが、「由緒書」によれば
- 〔24〕「国日記」宝暦一二年一一月二九日条。

の記事に疑問が残ることを指摘しておく。

- (25) 青森県叢書第八編 一九二頁。 『奥富士物語』(上)(青森県叢書刊行会 一九五四)
- 26 国文学研究資料館陸奥国弘前津軽家文書「在国日記」二二B―三二二

- 集成』 〜三二八。浪川健治監修・根本みなみ総括編著 (東洋書院 二〇二二) 三七七頁 『弘前藩主津軽信明日記
- 27 熊野奥照神社蔵
- (28)「国日記」天保五年七月1 一四日条
- (29) 黒瀧十二郎 二九頁。 『弘前藩政の諸問題』(北方新社 一九九七) 二二七~二
- 30 「国日記」元禄二年七月一一日条
- 31 二一)二七~三〇頁。 前藩領における勧化について」(『弘前大学國史研究』 弘前図書館岩見文庫「善光寺如来就巡行御用留」G一八〇—一。拙稿「弘 第一五〇号、二〇
- 32 「国日記」文政一〇年一〇月二六日条。
- 33 資料番号二二六「御用留」七二八頁〉。 五—一二五〈『新編弘前市史』資料編3(近世2)(弘前市 二〇〇〇 「国日記」文久二年三月四日条。弘前図書館岩見文庫「御用留」GT
- 34 「国日記」嘉永二年二月一日条。
- 35 「江戸時代の日食」(『鳥取県第八○回県史だより』 二○一二)。
- 36 「国日記」天和二年五月一八日、寛保三年八月一五条
- 37 「国日記」天和二年五月二一日条。荒井清明『弘前今昔』(北方新社 九八五)一二四~一二七頁。
- 38 「国日記」 享保二〇年閏三月二二日条。
- 39 「国日記」 寛保三年八月二七日条
- 40 「国日記」貞享三年一〇月一五日、安永五年三月五日条
- $\widehat{41}$ 弘前図書館貴重一般郷土資料「弘前惣御絵図」区二九〇・三ヒロ。
- $\widehat{42}$ 43 弘前図書館 「御廓中御廓外之図
- 「国日記」 元禄七年六月一・二一・二二日条。

「国日記」宝永五年一〇月一三日条。

44

- 45 「国日記」元禄九年八月六日条。
- $\widehat{46}$ 前掲註 25 七〇・七 一頁。
- 47 「国日記」元禄九年八月一四日条
- 48 前揭註 (25) 七一頁
- 49 「国日記」享保一三年一〇月二七日条
- 50 「国日記」天明元年四月二一・二二日条
- 51 「国日記」元禄一一年三月二八日、五月二五日条。
- 52 「国日記」明和八年一〇月一三日条

53

54 前揭註 新異国叢書第Ⅲ期1『メイラン 日本』 (雄松堂出版

110011)

(5) 一七五・一七六頁。

四二頁。谷釜尋徳『歩く江戸の旅人たち』2 (晃祥書房 110110) 四

- 55)「国日記」寛政元年一〇月二五・三〇日条。 法と民衆』(高科書店 一九九四)二七〇頁 黒瀧十二郎 『日本近世の
- .56)「国日記」寛文五年五月二五日条。前掲註(25)七九頁
- (5) 弘前図書館岩見文庫「津軽歴世録 六月二九日条。 坤」

 「 五— 一 寛文 一 二 年 閏
- 「国日記」貞享二年六月二七日、 一〇月二日条
- 「国日記」貞享三年四月三〇日、 五月二日条。
- 60 前掲註(5)三五頁
- 61 前揭註 41
- 62 弘前図書館津軽家文書11二九〇・三―一九。
- 63 「国日記」元禄一〇年八月二八日条。
- 64 「国日記」 宝永二年一〇月一七日条
- 65 昭和初期まで残っていた〈『津軽藩政に於ける生活と宗教』 国日記」 元禄一〇年八月二八日条。小館衷三氏によれば、 (津軽書房 時鐘堂は

- ねつき堂)とふりがなを付してある。 九七三) 一一頁〉。現在、 の木柱には、右側「じしょうどう」、 弘前市教育委員会の立てた「時鐘堂跡」 左側はカッコして かか 弘
- 「国日記」元禄二年六月二〇日条
- 67)「国日記」元禄五年七月二一日、 井四郎兵衛留書」三二二・一、マツイ。 八月二九日条。 青森県立図書館 松
- 68 「国日記」元禄六年六月二〇日条。
- 69 「国日記」元禄一〇年九月二〇・二二日条。
- $\widehat{70}$ 「国日記」天保六年一二月二二日条。
- $\widehat{71}$ 「国日記」 元禄一〇年九月一八日条。
- $\widehat{72}$ 「国日記」 元禄一四年三月二七日条。
- 73 「国日記」文化一〇年六月二八日条
- 74 |国日記| 寛政三年九月五日条。

小館衷三『津軽藩政に於ける生活と宗教』

(津軽書房

一九七三)一

75

- 八一頁。拙稿「弘前藩領における神職について」(『弘前大学國史研究 第一四二号 二〇一七)四八頁。
- 76 国日記 天和二年一一月七日、 元禄二年一一月一九日条。
- (77)「国日記」貞享三年八月一九日、 元禄五年九月五日、 同一〇年四月八
- (78)「国日記」元禄一六年四月五日、 享保二〇年閏三月四日条。
- 79 「国日記」 元禄三年一月二九日条
- 80 「国日記」元禄五年七月二一・二三日条。
- 81 前市史』資料編2(近世1)(弘前市 青森県立図書館「松井四郎兵衛留書」三二二・一、マツイ 一九九六)一〇八八頁〉 (『新編弘
- 82 国日記 元禄三年一月二九日、同五年七月二五日条。 前揭註 <u>81</u>
- 国日記 宝永五年一一月五日条。

- (8) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」。
- 85 前揭註 (25) 六六·六七頁。
- 86 〈87)弘前市立博物館。弘前大学·国文学研究資料館共同研究成果報告書『津 軽デジタル風土記資料集』(二〇二〇) 一二六~一三〇頁で、成立を貞 —」(『弘前大学國史研究』第一五二号 二〇二二)二頁。 工藤大輔「青森開港の年代をめぐって―自治体の刊行物と歴史研究
- 享元年から元禄初年とするが、蓮華寺の梵鐘は元禄一四年に鋳造されて いることから、元禄一四年以前の作図とみたい。
- (8)『青森市史』第一○巻 社寺篇(青森市 一九七二)四七七·四七八頁。
- 89 90 一九六六)一頁〉。 伊東家文書「家内年表」〈『青森市史』第七巻 弘前図書館津軽家文書™二九○・三─四○。 資料編(1)(青森市
- 国立国会図書館 一二七—二八一。
- 「諸向心得」〈『黒石市史』資料編Ⅱ(黒石市 一九八六)三五四頁〉。
- 93 高橋幸江氏蔵。
- 94 青森県立図書館「西谷日記」西一九。
- 『黒石市史』通史編Ⅰ(黒石市 一九八八)口絵「時太鼓」。
- 読売新聞オンライン(二〇二三年一二月一二日)。

96 95

(しのむら・まさお 弘前大学國史研究会名誉会員)